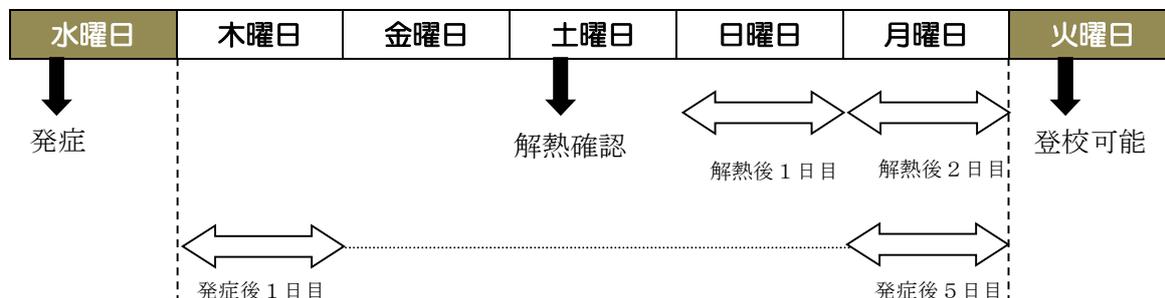


インフルエンザ出席停止期間について

<出席停止期間例>



発症後 5 日を経過し、かつ解熱後 2 日を経過するまで

(学校保健安全法施行規則より)

○水曜日に発症し、土曜日に解熱を確認した場合（上の図の通り）

発症後 5 日経過 → 火曜日

解熱後 2 日経過 → 火曜日

※火曜日には登校可能

○水曜日に発症し、金曜日に解熱を確認した場合

発症後 5 日経過 → 火曜日

解熱後 2 日経過 → 月曜日

※月曜日には解熱後 2 日を経過しているが、発症後 5 日を経過していないため、登校可能となるのは火曜日。

○水曜日に発症し、日曜日に解熱を確認した場合

発症後 5 日経過 → 火曜日

解熱後 2 日経過 → 水曜日

※火曜日には発症後 5 日を経過しているが、解熱後 2 日を経過していないため、登校可能となるのは水曜日。

インフルエンザ感染での出席停止の手続きをする際には、インフルエンザ治療薬の記載がある処方箋やお薬手帳の写し等の投薬が証明されるものと、保護者に記入・押印してもらう出席停止届が必要です。病院でインフルエンザの診断を受けた場合は処方箋等の投薬に関する書類をなくさないようにお願いします。

感染性胃腸炎の場合は、手続きの用紙と出席停止の期間も変わりますので、ご注意ください。

感染性胃腸炎の出席停止期間は「病状により医師が感染のおそれがないと認めるまで」となっています。